

学校法人船田教育会評議員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人船田教育会（以下「本法人」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、学校法人船田教育会寄附行為第32条に定められた者をいう。
- (2) 常勤の評議員とは、本法人において勤務することが常態である者でいい、次号に該当する職員評議員を除く。
- (3) 職員評議員とは、本法人の職員（学長を含む。）として給与を支給している評議員をいう。
- (4) 非常勤の評議員とは、前2号以外の評議員をいう。
- (5) 評議員の報酬等とは、次条に掲げるものをいい、職員の給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の評議員に対しては、報酬等は支給しない。
- (2) 職員評議員に対しては、評議員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤評議員に対しては、報酬のみ支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 評議員に対する報酬等の額は、別表第1のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の評議員に対する報酬等の支給の時期は、年額を2回に分けて、6月及び12月の21日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払う。）とする。

第6条 本法人は、この規則をもって、私立学校法第151条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日より施行する。

- 2 学校法人船田教育会役員等報酬・退職金規則は、令和2年3月31日をもってこれを廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

評議員報酬額

常勤評議員	無報酬
職員評議員	無報酬（給与規程に則り教員、職員としての給与のみ支給）
非常勤評議員	年額 100,000 円